

## 平成28年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算の届出について

福祉・介護職員処遇改善（特別）加算を算定する事業者は、毎年度届出が必要です。下記のとおり、期限までにご提出をお願いします。

### 記

#### 1 提出書類

以下の①から③までの場合に応じて、提出書類一覧表に記載の書類を提出してください。なお、名古屋市以外の自治体に届出書を提出する場合の様式・提出方法・期限等はそれぞれの自治体へお問い合わせください。

##### ①法人として平成28年度から初めて加算を算定する場合

##### ②平成27年度から加算区分を変更しない場合

(例 平成27年度加算Ⅰ→平成28年度加算Ⅰ、平成27年度加算Ⅱ→平成28年度加算Ⅱ)

##### ③平成27年度から加算区分を変更する場合

(例 平成27年度加算Ⅱ→平成28年度加算Ⅰ、平成27年度加算Ⅰ→平成28年度加算Ⅱ、平成27年度処遇改善特別加算→平成28年度処遇改善加算)

【提出書類一覧表】（○は必須、△は必要に応じて提出）

提出書類（下記の順番に揃えて提出）	①	②	③
福祉・介護職員処遇改善(特別)加算届出チェックシート	○	○	○
別紙様式3 福祉・介護職員処遇改善(特別)加算届出書	○	○	○
別紙様式2 福祉・介護職員処遇改善計画書 ※1	○	○	○
別紙様式2(添付書類1) 福祉・介護職員処遇改善計画書(事業所一覧)	○	○	○
就業規則・賃金規程 ※2	○	△ ※3	△ ※4
労働保険関係成立届等(確定保険料申告書、納付書・領収書)	○		
別紙様式2(添付書類2) 福祉・介護職員処遇改善計画書(都道府県状況一覧表) ※5	△	△	△
別紙様式2(添付書類3) 福祉・介護職員処遇改善計画書(市町村一覧表) ※6	△	△	△

※1 **別紙様式2 福祉・介護職員処遇改善計画書は算定する加算区分に応じて、記載が必要な項目が変わります。**

- ・加算Ⅰを算定する場合 → (1)、(2)の要件Ⅰと要件Ⅱの両方、(3)を記載
- ・加算Ⅱを算定する場合 → (1)、(2)の要件Ⅰまたは要件Ⅱ、(3)を記載
- ・加算Ⅲを算定する場合 → (1)、(2)または(3)を記載
- ・加算Ⅳを算定する場合 → (1)を記載

※2 就業規則・賃金規程をご提出いただく際にはいずれも**写しに原本証明・割印が必要**。  
ただし、労働基準監督署の受付印が押印された写しの場合は原本証明・割印は省略可能。

※3 ②に該当する事業者で、平成27年度届出時から就業規則・賃金規程に変更がある場合には添付が必要

※4 ③に該当する事業者で、キャリアパス要件Ⅱで加算Ⅱを算定する事業者、職場環境等要件で加算Ⅲを算定する事業者、加算Ⅳを算定する事業者は提出不要

※5 名古屋市と他の都道府県に所在する障害福祉サービス事業所を有する場合に提出が必要

※6 名古屋市と中核市(障害児に係る事業を行っている場合を除く)のみに所在する障害福祉サービス事業所を有する場合に提出が必要

## 2 提出先及び提出方法

次頁の提出先一覧表に従って届出をお願いします。名古屋市が提出先となっている場合は、**原則郵送**にてお届けください。名古屋市の提出先・問い合わせ先は次のとおりです。

〒460-8508(住所記載不要)

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課指定事業係指定担当

電話番号: 052-972-3965 ファックス番号: 052-972-4149

電子メールアドレス:a3965@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

### ※「障害児通所支援・障害児入所支援」のみを実施している場合

〒460-8508(住所不要)

名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課 子ども発達支援係

電話:052-972-2520 FAX:052-972-4438

## 【提出先一覧表】

事業所の所在地	届出書提出先
名古屋市内のみ	名古屋市
名古屋市と中核市（障害児に係る事業を行っている場合を除く。以下同じ。）のみ	名古屋市及び該当の中核市
名古屋市と愛知県内の他市町村（中核市のみ）に所在する場合を除く。）	愛知県
名古屋市と他の都道府県	名古屋市及び他の都道府県
名古屋市、愛知県内の他市町村（中核市のみ）に所在する場合を除く）及び他の都道府県	愛知県及び他の都道府県

### 3 提出期限

**平成28年2月29日（月）消印有効**

※ 持参の場合は、同日午後5時30分が受付期限

### 4 その他

加算の届出にあたっては「福祉・介護職員処遇改善（特別）加算を算定される事業者の方へ」及び「福祉・介護職員処遇改善加算にかかるキャリアパス要件の審査基準について」をご一読いただき、賃金改善を行う職種や賃金の種別、キャリアパス要件について十分に確認してください。